

2013年度年末手当および商品券の支給に関する交渉の集約にあたって

本部は11月18日15時、2013年度年末手当および商品券の支給に関する交渉について、要求からほど遠い回答に大きな不満を残しながらも、会社の頑なで全く誠意の感じられない姿勢や、自称責任組合・JR東海ユニオンの先行妥結という否定的な状況の中で、これ以上の前進は困難と判断し、会社に妥結を通告しました。

本部は10月8日、『申第20号「2013年度年末手当および商品券の支給に関する申し入れ」』として、3.5ヶ月分の年末手当支給と5万円分の商品券の支給、組合員が納得しないカットをやめること等を会社に申し入れました。これに基づき10月29日に第1回団体交渉を開催しJR東海労の要求趣旨を会社に突きつけ、11月5日の第2回団体交渉で具体的な議論を行いました。

会社は、消費増税による景気回復の腰折れなど様々なリスク要因を挙げ、経営環境について引き続き慎重な見方をせざるを得ないとし、さらには当社のボーナスの水準は極めて高い水準であり、業績が堅調であるとはいえ、それだけをもって近視眼的な判断をするべきではないとして、年末手当の抑え込みを図ってきました。

本部は会社に対して、第2四半期決算で過去最高益を上げたのは、職場で汗して働く社員の努力があったからこそである。この努力に報いるために今こそ3.5ヶ月分の年末手当を支給することと、福利厚生観点から5万円分の商品券を支給することを要求し、粘り強く交渉にあたってきました。会社は交渉で「安定的支給のベースは2.9ヶ月である」「業績の良し悪しで上下するものではない」と発言しました。これは業績が好調であっても年末手当を上げないということです。本部は「安定的支給」という言葉を使って年末手当の抑制を狙う会社の意図を厳しく追及しました。さらに、恣意的なボーナスカットを絶対にやめることも強く迫りました。また、5万円分の商品券について会社は「金銭以外のものを支給する考えはない」とし、私たちの要求を足蹴にする態度をとりました。

11月8日、会社は「年末手当の安定的支給ベースである2.9箇月分に、今回は0.1箇月分を上積みし、3.0箇月分支給する」と回答しました。本部はこの回答に対して、過去最高益を上げながらも昨年と比べて0.05ヶ月の上積みでは、社員の努力に全く応えておらず納得できないとして不満を表明し、直ちに『申第22号』として再申し入れを行いました。

11月18日、『申第22号』の基づく団体交渉を開催し、本部はあらためて過去最高の決算は社員の努力によるものであり、利益を還元することを強く求めました。しかし、会社は私たちの要求に何ら応じようとしない不誠実な態度に終始しました。本部は対立を確認し持ち帰り検討としましたが、これ以上の前進は困難と判断しました。

今年年末手当交渉にあたり、組合員はもとより他労組組合員の皆さんからのご支援に心から御礼申し上げます。本部は今後も職場の声を基に奮闘する決意です。

2013年11月18日
JR東海労働組合中央本部